

「平成 30 年度「自殺対策強化月間」における取組の要請」
の送付につきまして

経 済 産 業 省
中 小 企 業 庁
小規模企業振興課

平素より大変お世話になっております。

さて、「自殺対策強化月間」は、自殺総合対策大綱（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）において、毎年 3 月と規定されました。

この週間は、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が、必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

「自殺対策強化月間」に係る取組につきまして、貴団体にも御協力をいただきたく、「平成 30 年度「自殺対策強化月間」における取組の要請」を送付させていただきます。

御多忙のところかと存じますが、自殺対策の重要性に鑑み、御協力いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【お問合せ先】

経済産業省中小企業庁小規模企業振興課

担 当 竹内、笹目

電 話 03-3501-2036(直通)

F A X 03-3501-6989

E-mail takeuchi-ryota@meti.go.jp

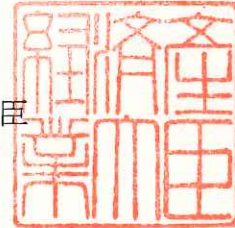
sasame-yu@meti.go.jp

経済産業省

20190221中第2号
平成31年3月1日

貴団体代表者 殿

経済産業大臣



平成30年度「自殺対策強化月間」における取組の要請

平成24年8月に閣議決定された自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）においては、毎年3月を自殺対策強化月間に設定し、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が、必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

平成30年度の自殺対策強化月間においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。特に、問題が深刻化している若年層への情報提供や支援などについての取組を強化することとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、「自殺対策強化月間」を迎えるにあたって、以下の資料について、掲載・会員企業への周知等の御協力をお願いいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体及び会員企業の職員の方々にも、本月間と自殺対策関係の相談窓口について、周知がなされるようお取り計らいのほど、よろしくをお願いいたします。

- 本年度の自殺対策強化月間ポスター（声でも文字でも。少しずつでも。）
- 各種相談窓口について
- 経営安定特別相談室について
- 「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用下さい！